

人権に関する主な相談窓口
(大垣市内)

市では、子どものいじめをはじめ、さまざまな人権課題に対応した相談業務を行っています。誰にも話すことができず、一人で悩んでいませんか。お気軽にご相談ください。

分野	相談名称・機関	相談内容	相談員	場所	相談日(受付時間)	電話番号
子ども	子育てなんでも相談	子育てなどに関するさまざまな相談	家庭児童相談員 母子・父子自立支援員	子育て総合支援センター (専用電話相談)	毎日(年末年始を除く) 9:15~18:00	0800-200-7114 (通話無料)
	教育相談	小・中学校の児童・生徒の心の悩みに関する相談	教育相談員	教育総合研究所 (スイトピアセンター学習館7階) *火曜日は電話相談のみ	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00 土 9:00~12:00 (来所相談は要予約)	74-6666
	西濃子ども相談センター	子育て、子どもの発達、不登校、非行、虐待に関わる相談	児童福祉司・心理司	西濃子ども相談センター (木森町5-1458-10)	(来所相談) 月~金 8:30~17:15 (虐待通告)24時間対応	78-4838 (全国共通ダイヤルは3桁の番号)189
	子どもの人権110番	いじめ、体罰、児童虐待など子どもをめぐる人権問題	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	(フリーダイヤル) 0120-007-110
女性	女性の悩み相談	女性が抱える様々な悩みごとの相談	女性相談員	ハートリンクおおがき (スイトピアセンター 学習館1階)	水・金・土 9:00~17:00 (受付は16:00まで) *面接相談は要予約	電話相談 47-7188 (予約受付) 47-8549
	女性相談	DVなどに関する相談	女性相談員	市役所社会福祉課(1階)	月・火・木・金 8:30~17:15	81-4111 (内線)470
	女性の権利ホットライン	DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性に関するあらゆる人権侵害	人権擁護委員 法務局職員	(専用電話相談)	月~金 8:30~17:15	(全国共通ナビダイヤル) 0570-070-810
高齢者	地域包括支援センター	高齢者の福祉・介護などの相談に関する事	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員	市役所高齢介護課(1階) 総合福祉会館(馬場町124) お蔭山ふれあいセンター(牧野町2-150-1) 中川ふれあいセンター(中川町4-668-1)	月~金 8:30~17:15 (電話)24時間対応	(市役所)82-1166 (総合福祉会館)77-2255 (お蔭山ふれあいセンター)71-5536 (中川ふれあいセンター)82-1701
障がい者	【身体障がい者】 障がい者生活支援センター	身体障がい者とその家族のための相談、福祉サービスの支援など	社会福祉士・身障相談員などの専門職員	総合福祉会館(馬場町124)	月~金 8:30~17:15 土 9:00~16:00 (日・夜間は携帯電話対応)	(障がい者生活支援センター) 75-0183 (携帯電話) 090-7918-0400
	【知的障がい者】 柿の木荘	福祉サービスの利用や就労に関する事などの相談	相談支援専門員	柿の木荘 (古宮町397-1)	月~金 8:30~17:15 (土・日・夜間は携帯電話対応)	(柿の木荘) 89-9503 (携帯電話) 090-9122-6130
	【精神障がい者】 地域活動支援センターせせらぎ	日常生活の支援や日常的な相談	精神保健福祉士	相談支援事業所せせらぎ (中野町1-10)	毎日(夜間も電話対応)	(相談支援事業所せせらぎ) 81-8521
問題	人権擁護推進室	同和問題に関する事	人権擁護推進室職員	市役所人権擁護推進室(1階)	月~金 8:30~17:15	47-8576
外国人	英語・ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	まちづくり推進課職員 ポルトガル語相談員	市役所まちづくり推進課 (職員会館2階)	月~金 8:30~17:15	47-8562
	中国語・英語による相談	日常生活全般の相談	大垣国際交流協会職員	大垣国際交流協会 (スイトピアセンター学習館2階)	休館日(火曜日など)を除く 毎日 8:30~17:15	82-2311
	ポルトガル語による相談	日常生活全般の相談	ポルトガル語相談員		日 9:00~15:00	
外国人	外国人権利相談ダイヤル	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権相談	英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の通訳を配置した専用電話による相談		月~金 9:00~17:00	(ナビダイヤル) 0570-090911
感染症等	エイズ・梅毒相談 エイズ・梅毒検査	エイズ・梅毒に関する不安・心配 HIV抗体検査・梅毒抗体検査	保健所職員	西濃保健所 (江崎町422-3:西濃総合庁舎)	(電話相談)月~金 9:00~17:00 (検査日:要予約・電話可) 第1・3火 8:45~10:15 第3火 16:45~17:45	73-1111 (内線)276
人権全般	人権よろず相談	不当な差別、人権侵害	人権擁護委員	市役所人権擁護推進室(1階) 上石津地域事務所住民相談室(1階) 墨俣地域事務所相談室(2階)	毎月第3金曜日 13:00~16:00 奇数月第2水曜日 9:30~11:30 奇数月第3木曜日 13:00~16:00	47-8576 45-3111 62-3111
	人権相談 (常設相談所)	不当な差別、人権侵害	人権擁護委員 法務局職員	岐阜地方法務局大垣支局 (丸の内1-19)	月~金 9:00~16:00	78-3347 (音声案内「2」を押す)

※相談日は、祝日・年末年始などで休みの場合がありますので、事前にご確認のうえお出かけください。

人権擁護推進室からのお知らせ

人権Letterは、8月と2月に発行しています。
今回ご紹介した「市民人権とおく」や、市の人権施策について、ご意見・ご感想をお待ちしています。
また、「市民人権とおく」の寄稿についても随時受け付けています。
応募された方には、人権啓発グッズを差し上げます。ご応募をお待ちしています。

〈問い合わせ・寄稿先〉 〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所福祉部人権擁護推進室 まで
直通TEL: 0584-47-8576 FAX: 0584-81-5500 E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp



人権Letter

No.21
平成30年8月
発行

みんなで築こう 人権の世紀 ~考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心~ 大垣市 福祉部 人権擁護推進室

人権尊重のまちづくりをめざして
~「大垣市人権施策推進指針」を改定しました~



市では、平成20年3月に「大垣市人権施策推進指針」を策定しました。その後、平成25年3月に第一次改定し、平成20年度を初年度とする平成29年度までの10年間で推進期間として、人権尊重社会の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

平成30年3月には、人権侵害、人権課題がまだ存在する現在の状況に対応するとともに、社会情勢の変化や市民の皆さんの人権に関する意識を反映した人権に関する総合的な施策を推進するため、「大垣市人権施策推進指針」の第二次改定を行いました。

主な改定内容

- ◆各人権課題の「現状と課題」を、最近の人権を取り巻く状況を反映した内容に書き改めました。
- ◆分野別人権施策において、「インターネットによる人権侵害」の施策に、「情報モラル教育の推進」を追加しました。
- ◆分野別人権施策において、これまでの「東日本大震災に起因する人権問題」を「災害に伴う人権問題」とし、全ての災害によって起きる様々な人権侵害を対象にしました。

基本理念

市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

市では、引き続き、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念とし、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を図ります。

大垣市人権施策推進指針(第二次改定版)とその概要版は、市人権擁護推進室のホームページでご覧いただけます。皆様、ぜひご覧ください。

※詳しくは市ホームページで

大垣市人権施策推進指針(第二次改定版)

検索



市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

「広報おがき」などにおいて募集した、心温まる「ちょっといい話」の中から、2つをご紹介します。

その1 素直な気持ち

スイトピアセンターでの用事を終えて帰ろうとしたとき、外国人の子どもさんがトランプを出して遊びたいと言ってきました。時間の余裕がなく断っていたら、近くで遊んでいた日本人の子どもさんが「ボクが相手になる」と申し出てくれました。

外国人の子どもさんと分かち合っていて、尻込みすることなく関わりをもとうとしました。自分は言葉の問題を考えてしまい関われませんでした。子どもは世界とつながるのに躊躇しないのだという場面に会えて嬉しかったです。笑顔でトランプをしている姿を温かく感じながら帰りました。

(林町 女性 M・Iさんより)

大垣市人権のまちづくり 懇話会委員のコメント

外国人から話しかけられると、大人は言葉のことを気にして、尻込みしてしまいがちです。子どもたちは、そんなことを気にせず、いとも簡単に相手の心につながり、すぐ友だちになれるなんて、とてもすてきな出会いで、大人もちょっと見習ってはいかがかなと思います。



その2 救急隊員のさわやかなことばに感動

ある日の夕方のことです。交差点にさしかかったとき、救急車が「道をあけてください」と走ってきました。突然でどうすればよいかと迷いました。するとすぐ前にいた車が交差点の脇に車をよけ救急車に道をあけました。私も続いて脇によけました。救急車は停まることなく、「ご協力ありがとうございました」と走り抜けました。一秒でも早く病院にとの思いの隊員の方に、協力できたのだとホッとしました。近くにいた全ての方々にとっても、協力できた喜びの一時でありました。また、隊員の方から感謝の言葉をいただいたのも初めてのことでした。

(波須 女性 N・Tさんより)

大垣市人権のまちづくり 懇話会委員のコメント

救急車に道をあけて協力できたという安堵の気持ちと、隊員さんの「ありがとう」の言葉。お互いを思いやる行動や気持ちが通じ合ったすばらしい瞬間だと思います。このように感謝の気持ちを素直に伝えることで、お互いの気持ちがとても温かくなりますね。



平成16年に、栃木県小山市で、3歳と4歳の兄弟に対し父親の友人が暴力を加え死亡させたという痛ましい事件が起きたことを契機に、児童虐待防止を目的としたオレンジリボン運動が起りました。現在は、特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワークがオレンジリボンの普及に努め、児童虐待防止のための啓発を進めています。

人権クイズの答え 正解は B

栄誉を称えて

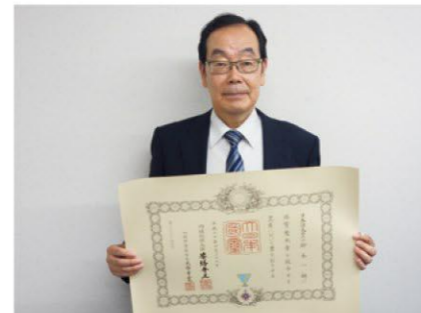
人権擁護委員 鈴木一朗さん

大垣人権擁護委員協議会所属の鈴木一朗委員が春の叙勲において、人権擁護委員としての功績により瑞宝双光章を受章されました。

鈴木委員は、平成11年3月に人権擁護委員に委嘱され、現在、大垣人権擁護委員協議会会長(平成15年5月就任)及び岐阜県人権擁護委員連合会副会長(平成15年6月就任)を務められており、委員委嘱以来、19年以上にわたる熱心な人権擁護活動が認められました。

特に人権相談では、弁護士としての豊かな法律知識と経験に基づき、相談者に寄り添い最良の解決策を共に考える姿勢で応じ、人権擁護機関の社会的信頼の向上にも寄与されました。

受章された鈴木委員にインタビューしました。



受章された鈴木委員

Q:受章の感想を聞かせてください。

大垣の人権擁護委員の代表として受章することができました。それは、大垣人権擁護委員協議会全体の活動が認められたのだと考えています。

Q:今後の抱負は?

人権創作劇や街頭啓発など、人権擁護委員の活動を市民の皆さんにお伝えしていけるよう自身もがんばりつつ、協議会の活動をバックアップしていきたいと思っています。

人権 心のふれあい講座のご案内

市および市教育委員会では、今年度も「人権 心のふれあい講座」を開きます。この講座は、より多くの市民の方に受講していただき、人権の輪をさらに広げていくため、次のとおり各地区センターで開催するものです。皆さまの参加をお待ちしております。

演 題 / 身の回りの人権 ～いじめや差別はどこから生まれるのか～
講 師 / 公益社団法人 人権啓発センター 常務理事 吉田 圭三さん

と き	と ころ	受 講 料
9月26日(水) 19:00~20:30	和合地区センター	無 料
10月1日(月) 19:00~20:30	荒崎地区センター	
10月4日(木) 19:00~20:30	赤坂東地区センター	
10月5日(金) 19:00~20:30	安井地区センター	

※4会場とも、内容は同じです。

問い合わせ先 社会教育スポーツ課 (直通電話:47-8039) まで



昨年度の講座の様子

人権クイズ ~考えてみましょう~

「人権」ってむずかしい?分からない?本当にそうでしょうか?人権クイズに挑戦してみましょう。(答えは、2ページにあります)



Q. 右のリボンは、キャンペーン活動の際に付けるものです。さて、このオレンジリボンが表すメッセージは、A~Cのうちのどれでしょうか?



- A エイズ患者への理解と支援
- B 児童虐待防止
- C 女性への暴力根絶